

令和5年1月16日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会

会 長 市 川 敏 彦

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

令和4年12月21日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 特に高度の知識を有する職に対する報酬額の加算について

下記審議会等において、医師（歯科医師含む）、弁護士、大学教授又は准教授、司法書士、建築士で、その職であることを要件として委員になっている場合に、日額報酬に6,000円を加算することは妥当である、

個人情報保護審査会委員
情報公開審査会委員
行政不服審査会委員
公務災害補償等認定委員会
公務災害補償等審査会
海老名市防災会議委員
海老名市地震災害警戒本部員
海老名市国民保護協議会員
いじめ対策再調査会委員
海老名市スポーツ振興審議会委員
介護保険運営協議会委員
国民健康保険運営協議会委員
にぎわい振興審議会委員
景観審議会委員
住宅政策審議会
空き家等対策審議会
いじめ対策調査会委員

2 住宅政策審議会の報酬額について

標記審議会の委員のうち、マンション管理士、行政書士として委嘱を受けた委員に対しては、日額報酬に6,000円を加算することが妥当である。

3 上記答申についての審議経過は、別記のとおりである。

【審議経過】

当審議会は、特別職の職員の報酬等について市長から諮問を受け、令和4年12月21日に会議を開催した。

会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案の審議経過について概要を記すこととする。

1 特に高度の知識を有する職に対する報酬額の加算について

医師、弁護士、大学教授又は准教授については、これまでも加算の対象として認められており、引続き同様の取扱いとして差し支えない。歯科医師は、医師同様医学的な見地から高い専門性を持つことから、審議会等において特に有益であることが期待され、加算は適当である。なお、医師とは別の資格であることから、明記することが必要である。

司法書士は、弁護士同様に法律分野の専門職であり、特に登記等、法的手続きや書類作成に関する高い見識を持つ職であることから、法制分野あるいは不動産等まちづくり分野においては、重要性が高い職であることが想定されるため、加算の対象とするべきである。

建築士は、建築物の設計や工事管理の専門職である。委員として招く場合は、図面等に基づき設計上の観点から審議を行うことが求められ、他の職にない高い専門性が、特にまちづくり分野などで重要となることから、加算の対象とするべきである。

これらの職に対する加算額はこれまでの加算と同様6,000円とすることが妥当である。

よって、本件に関する諮問内容は、妥当であると判断するに至った。

なお、審議において、日額報酬の基本額である8,700円についても、必要に応じて検討が必要であるとの意見があったことを付記する。

2 住宅政策審議会委員の報酬額について

住宅政策審議会では、市の住宅政策及び市営住宅の管理等に関する事項を審議事項としており、今年度からは特に空き家対策、マンション管理問題について審議を行う予定となっている。行政書士は、権利義務関係の整理や行政手続きの専門家であり、空き家対策において相続により複雑化した権利関係の整理について重要な職となる。また、マンション管理士は、マンションの管理運営に関する専門職であり、マンション管理問題を審議する上で非常に重要な職となる。このため、これら2つの職に対して加算をすることは妥当である。

また加算額は、他の加算事例と同様6,000円となっており、妥当である。

よって、本件に関する諮問内容は、妥当であると判断するに至った。

以上